

群馬県情報公開条例施行規則の一部改正の概要について

1 規則改正の経緯について

個人情報の取扱いルール在全国統一化等を目的とした個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)の改正に伴い、令和5年4月1日以降、本県の個人情報保護制度は個人情報保護法に基づき運用することとなります。

本県において、公文書の開示制度と個人情報の開示制度は類似の制度として同様の運用を行ってきたものであり、法改正後も同様の体制をとり、個人情報保護制度との整合を図るため、群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正するものです。

2 主な改正点

(1) 公文書の全部を開示しない旨の決定の様式の統一

群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83条)第18条第2項に基づく公文書の全部を開示しない旨の決定に係る通知書の様式を現行の4つの決定区分に応じた様式から1種の様式に統一するもの。

(2) 開示請求に係る費用の改正

公文書の写しの作成に係る人件費や記録媒体単価の減額による費用の見直しにより、下記表のとおり CD-R 及び DVD-R による開示費用を一部修正。

	現行の開示費用	令和5年度以降の開示費用
白黒コピー	10円/枚	10円/枚
カラーコピー	50円/枚	50円/枚
CD-R	200円/枚	100円/枚
DVD-R	220円/枚	120円/枚

※白黒コピー、カラーコピーによる開示費用は変更ありません。

※CD-R 及び DVD-R の減額は、令和5年4月1日以降に公文書の開示請求がされたものが対象となります。

※文書等をスキャナにより読み取って CD-R 及び DVD-R に記録する場合、現行に引き続き当該文書等1枚につき10円の費用が必要となります。

(3) 「公文書開示請求書」様式における開示の実施方法欄の修正

DVD-R による開示が可能である旨及び県が保有する文書をスキャンによるデータ化を行った上で CD-R 又は DVD-R に記録し、公布した場合に当該文書の枚数に応じて追加費用が発生する旨を「公文書開示請求書」において明記したものを。

(4) 「公文書開示決定通知書」における教示の追加

群馬県情報公開条例第18条第1項に基づく公文書の全部を開示する旨の決定に係る通知書様式に、当該決定に対する審査請求又は処分取り消しの訴えを提起することができる旨の教示を追加。

(5) 実施状況の公表

現行、群馬県報への掲載により行っている開示請求件数等の毎年度の公表を県ホームページ等への閲覧に供する方法に変更するもの。

(6) 文言の修正

規則本文及び様式中の「非開示」の文言を「不開示」に修正するもの。

(7) 様式番号ズレの修正

一部様式の削除に伴う様式番号ズレを修正するもの。

3 施行日

令和5年4月1日